

スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約約款

目 次

第 1 章 総則	3
第 1 条（約款の適用）	3
第 2 条（約款の変更）	3
第 3 条（用語の定義）	3
第 2 章 契約	4
第 4 条（契約の単位）	4
第 5 条（契約の成立）	5
第 6 条（契約内容の変更）	6
第 7 条（申込内容の変更）	6
第 8 条（契約の有効期間）	6
第 3 章 契約の解除等	7
第 9 条（スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約者が行う契約の解除） .	7
第 10 条（当社が行う契約の解除等）	7
第 4 章 設備等	8
第 11 条（設備の設置、維持及び撤去に関する費用負担）	9
第 12 条（設置場所の無償使用）	9
第 13 条（便宜の供与）	9
第 14 条（故障及び維持管理等）	9
第 5 章 料金等	10
第 15 条（料金等）	10
第 16 条（延滞利息）	11
第 6 章 禁止事項等	11
第 17 条（禁止事項）	11
第 18 条（免責事項）	11
第 7 章 契約者個人情報の取扱い	12
第 19 条（契約者個人情報の取扱い）	12
第 20 条（契約者個人情報の利用目的等）	12
第 21 条（契約者個人情報の第三者提供）	13
第 22 条（契約者個人情報の共同利用）	14
第 23 条（契約者個人情報の取扱いの委託）	14
第 24 条（安全管理措置）	14
第 25 条（本人による開示の求め）	14
第 26 条（本人による利用停止等の求め）	15
第 27 条（本人確認と代理人による求め）	15
第 28 条（本人の求めに係る手数料）	16
第 29 条（苦情処理）	16
第 30 条（本人が行う求め及び苦情等の受付窓口）	16

第31条（保存期間）	16
第32条（契約者個人情報の漏えい等があった場合の措置）	16
第8章 その他	16
第33条（他の契約に係る個人情報の利用等）	17
第34条（権利の譲渡）	17
第35条（契約上の地位の承継）	17
第36条（準拠法・合意管轄）	18

第1章 総則

第1条（約款の適用）

スカパーJSAT 株式会社（以下「当社」といいます。）は、このスカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約約款（以下「本約款」といいます。）により、スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプを提供します。ただし、別段の合意がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

第2条（約款の変更）

当社は、所管管轄大臣への届出のうえ本約款を変更することがあります。この場合、スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約者は、変更後の約款の適用を受けるものとします。

第3条（用語の定義）

本約款において使用する用語は、放送法（以下「法」といいます。）において使用する用語の例によるほか、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1.スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ	業務区域内において、当社が提供する地上放送、BS 放送、FM 放送等の同時再放送による放送サービス（業務区域及び放送サービスの内容は別表第1号及び第2号にて規定されるものとします。）であって、当社と契約を締結することにより利用可能となるもの
2.スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約	スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプの提供を受けることを目的として当社と締結される契約
3.スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約者	当社とスカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約を締結した者
4.スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ申込者	当社にスカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約の申込みをする者
5.プレミアムサービス光ホームタイプ契約者	スカパー！プレミアムサービス光ホームタイプ契約約款に基づいて、当社が提供する放送サービス（以下「プレミアムサービス光ホームタイプ」といいます。）の利用かつ視聴を目的とし、当社と契約を締結した者
6.プレミアムサービス光用受信機等レンタルサービス	プレミアムサービス光ホームタイプの提供を受けるにあたり必要な受信機及びその付属品の貸与等のサービス

7. プレミアムサービス光用受信機等レンタルサービス契約	プレミアムサービス光用受信機等レンタルサービスの提供を受けることを目的として当社と締結される契約
8. 契約者個人情報	生存するスカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約者（本約款においてはスカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ申込者及び解除等によりスカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約が終了したスカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約者を含みます。）個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。）
9. 電気通信事業者	電気通信事業法に基づいて、当社に対して電気通信役務を提供する者
10. V-ONU (Video Optical Network Unit)	電気通信事業者が住宅内に設置する回線終端装置
11. 当社設備	スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプを提供するために必要となる、当社の放送番組を再放送するための設備とスカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約者の敷地内の V-ONU との間に設置する当社の設備
12. 契約者設備	V-ONU の出力端子からテレビ受像機等に至るまでのスカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約者の設備
13. 他の放送事業者	デジタル放送に係る有料放送役務を提供する当社以外の事業者であって、当社を代理人とする者
14. 別契約	当社又は当社を代理人とする他の事業者（他の放送事業者を含みます、以下同じ）が提供する、デジタル放送に係る有料放送役務その他の放送・通信に係る契約、放送受信機器等に係る契約又はこれらに関連・付随する契約（合理的に関連性があると認められるものに限る）

第 2 章 契約

第 4 条（契約の単位）

- 1 スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約の単位は、V-ONU 1 台を 1 の契約の単位とします。

- 2 スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約は原則として、スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約者と同一の世帯の者が視聴することを目的（以下「世帯視聴目的」といいます。）として締結されます。ただし、当社は業務等で不特定もしくは多数の者が視聴できるように使用し、又は同時送信もしくは再分配で使用することを目的とする場合等世帯視聴目的以外の場合においても、その利用方法、条件によっては、認める場合があります。
- 3 前項に規定する世帯とは、住居もしくは生計を共にする者の集まり又は独立して住居もしくは生計を維持する単身者とします。

第5条（契約の成立）

- 1 スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ申込者は、スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約の申込みにあたっては、当社が別に定める方法により、当社又は当社が指定する者に申込みを行うものとします。
- 2 スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約は、スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ申込者が前項に規定する申込みを行い、当社がその内容を確認後、承諾することによって成立します。なお、当社又は当社が指定する者は、スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ申込者が当該申込みにあたって当社又は当社が指定する者に対して提供した事項に従ってスカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプを提供することによって免責されるものとし、これと異なる事項については何らの責任を負わないものとします。
- 3 当社は、V-ONU の設置又はスカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプの提供に係る電波を発信した日をもって当該申込みを承諾するものとします。なお、当社が別に定める場合には、それによるものとします。
- 4 当社は、次の各号に掲げる場合においては、スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 当社設備を設置し、又は保守することが技術的に困難な場合
 - (2) スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ申込者がスカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約に基づく債務の履行を怠るおそれがあると認められる相当の理由がある場合
 - (3) スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ申込者がスカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプに関し、著作権その他の知的財産権、その他当社の権利を侵害し、又は利益を損なうおそれがあると認められる相当の理由がある場合
 - (4) その他スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ申込者が本約款に違反するおそれがあると認められる相当の理由がある場合
 - (5) スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ申込者がスカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプを法及び他の法令に反する目的で利用し、又は利用するおそれがあると認められる場合
 - (6) スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ申込者が未成年であり、スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約の申込みにつき、親権者の承諾を得ていない場合
 - (7) 東日本電信電話株式会社の提供する B フレッツ・ハイパーファミリータイプ、

フレッツ光ネクストファミリータイプ、フレッツ光ネクストファミリー・ハイスピードタイプ、B フレッツ・マンションタイプ光配線方式、フレッツ光ネクストマンションタイプ光配線方式もしくはフレッツ光ネクストマンション・ハイスピードタイプ（光配線方式）又は西日本電信電話株式会社の提供するフレッツ光プレミアムファミリータイプもしくはフレッツ光ネクストファミリータイプに係る契約を、スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約の申込み以前に契約していない場合又はスカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約の申込みと同時に契約の申込みもしくは締結を行わない場合。ただし、スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ申込者は、B フレッツ・マンションタイプ光配線方式については、スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約の申込み以前に契約している場合又はスカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約の申込みと同時に契約の申込みもしくは締結を行っている場合であっても、技術的又はその他の事情によりスカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプを提供できない場合があることを予め承諾するものとします。

第6条（契約内容の変更）

スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約者は、契約内容の変更を請求することができます。かかる請求があった場合には、当社は、前条の規定に準じて取り扱います。

第7条（申込内容の変更）

スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約の申込みに際し、氏名、住所、電話番号等当社又は当社が指定する者に対して告げた事項に変更が生じた場合においては、スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約者は、直ちに当社の指定する方法により、当社又は当社が指定する者に対して変更の通知をしなければなりません。ただし、その変更があったにもかかわらず、当社又は当社が指定する者に対する通知がないときは、第10条（当社が行う契約の解除等）その他本約款で規定する当社又は当社が指定する者からの通知については、当社に届出をしている氏名、名称、住所もしくは居所等への通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

第8条（契約の有効期間）

スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約の有効期間は、契約成立の日から契約成立の日の属する月の翌月の初日より1年を経過した日までとし、有効期間の満了する日の属する月の初日の前日までにスカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約者から更新拒絶の意思表示がない場合においては、スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約は、さらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

第3章 契約の解除等

第9条（スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約者が行う契約の解除）

- 1 スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約者は、スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約を解除しようとする場合においては、その月末をもって解除を希望する月の初日の前日までに、当社又は当社が指定する者に通知しなければなりません。この場合において、当該通知に係るスカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約は、V-ONU の撤去又はスカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプの提供に係る電波を停止した日の属する月の末日をもって解除されるものとします。また、スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約者は、V-ONU 等の当社への返還義務を負い、当社又は当社が指定する者が行う当社設備の撤去等解除に伴う作業に協力しなければなりません。
- 2 前項に基づきスカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約者がスカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約の解除を行った場合において払い戻すべき料金等が存在する場合においては、当社は、別表第5号の規定に基づき料金等を払い戻します。

第10条（当社が行う契約の解除等）

- 1 当社は、スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約者が本約款に基づく債務の履行を怠った場合、その他本約款に違反した場合においては、相当の期間を定めて催告の上、スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約者に対するスカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプの提供を停止し、さらにスカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約を解除できるものとします。なお、スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約者は、当該停止又は解除の日にかかわらず、当該日の属する月までの第15条に定める料金等を当社に支払わなければなりません。
- 2 次の各号に掲げる事由により、スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプの提供が不可能な事態が生じた場合においては、スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約は終了するものとします。
 - (1) 当社の一般放送事業者としての登録が取消された場合
 - (2) 電気通信事業者の通信免許が取消され、又は再免許が拒否された場合
 - (3) 当社設備に回復不能の損害が生じた場合
 - (4) 当社と電気通信事業者との間の回線利用契約が履行されない場合
 - (5) その他当社によるスカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプの提供が客観的に不可能な事態が生じた場合
 - (6) 東日本電信電話株式会社の提供する B フレッツ・ハイパーファミリータイプ、フレッツ光ネクストファミリータイプ、フレッツ光ネクストファミリー・ハイスピードタイプ、B フレッツ・マンションタイプ光配線方式、フレッツ光ネクストマンションタイプ光配線方式もしくはフレッツ光ネクストマンション・ハイスピードタイプ（光配線方式）又は西日本電信電話株式会社の提供するフレッツ光プレ

ミアムファミリータイプもしくはフレッツ光ネクストファミリータイプの契約が終了した場合

- 3 当社は、天災、事変等により、スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約者がスカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプの提供を受けることが著しく困難であると認められる事態が生じた場合であって、かつ、当社がスカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約者のスカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約の継続に係る意思を確認することが困難であるときは、スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約者に対するスカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプの提供を停止することがあります。また、かかるスカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプの提供の停止後、当社が定める期間を経過した場合であって、かつ、当社がスカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約者のスカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約の継続に係る意思を確認することが困難であるときは、当該期間経過をもって、スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約は終了するものとします。
- 4 当社は、次の各号に掲げる場合においては、スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約者に対するスカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプの提供を停止して、スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約を解除できるものとします。
 - (1) スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約者が、当社の提供するスカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプを業務等で不特定もしくは多数のものが視聴できるように使用し、又は同時送信もしくは再分配で使用することを目的とする場合等の世帯視聴目的以外で使用する場合（第4条第2項に基づき、当社が認めた場合を除きます。）
 - (2) スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約者が第17条第1項に規定した禁止事項を行った場合又は行うおそれがあると認められる場合
- 5 第1項に基づきスカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約を解除された者がスカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約の再締結を希望する場合には、解除された原因を除去することが必要です。当社が、スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約の再締結を認めるときは、新たなスカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約を締結するものとします。
- 6 第4項に基づきスカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約が解除された場合においては、当社は、解除の月の料金等を請求し、既に支払われた料金等がある場合にはこれを払い戻しません。
- 7 スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約が、その理由の如何を問わず終了した場合、スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約者は、V-ONU等の当社への返還義務を負い、当社又は当社が指定する者が行う当社設備の撤去等解除に伴う作業に協力しなければなりません。

第4章 設備等

第 1 1 条（設備の設置、維持及び撤去に関する費用負担）

- 1 当社は、当社設備を保有し、当社の責任において、当社設備を設置し、維持管理します。ただし、契約者設備については、スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約者が、その費用と責任において設置、維持管理及び撤去等を行うものとします。
- 2 V・ONU の設置場所の変更等、スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約者の各種変更の希望により、当社設備に工事等が生じた場合には、かかる工事等に要する費用はスカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約者の負担とします。
- 3 当社が、スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約者に代わって契約者設備の設置工事、維持工事又は撤去工事を行った場合には、スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約者は当社に対し、別表第 3 号に規定する当該工事に要する費用を支払うものとします。

第 1 2 条（設置場所の無償使用）

- 1 当社は、当社設備を設置するために必要最小限度の範囲内において、スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物及び電源等を無償で使用できるものとします。
- 2 スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約者は、スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約の締結について、地主、家主、その他の利害関係人があるときには、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、地主、家主、その他の利害関係人に対する関係において一切の責任を負うものとします。

第 1 3 条（便宜の供与）

スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約者は、当社又は当社が指定する者が当社設備及び契約者設備の検査、修復、撤去等を行うために、スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約者の敷地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求めた場合は適宜これに応じるものとします。

第 1 4 条（故障及び維持管理等）

- 1 スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプの提供に際し、視聴障害が生じた場合、スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約者は、契約者設備に当該視聴障害の原因がないことを確認した後、速やかに当社又は当社が指定する者に対して通知しなければなりません。この場合において、当社又は当社が指定する者は、速やかにスカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプの提供に係る電波の発信状況を調査し、当社設備に当該視聴障害の原因が認められた場合には、当社の責任と費用において必要な措置を講じるものとします。ただし、視聴障害原因がスカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約者及び当社又は当社が指定する者以外の第三者の責めに帰すべき事由による場合には、当社又は当社が指定する者は一切の責任を負いません。また、視聴障害の原因が当社又は当社が指定する者以外の者の行為又はテレビ受像機に起因するときは、スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約者は、当社又は当社が指定する者がこれらの調査（調査にともない派遣

に要した費用を含みます。)又は措置に要した費用を負担するものとします。

- 2 当社は、当社設備の維持管理にともない、スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプの提供に係る電波の発信を一時的に中止することがあります。この場合においては、当社又は当社が指定する者は、原則として事前にその旨を当社が別途定める方法で通知するものとします。

第5章 料金等

第15条 (料金等)

- 1 スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約者は、別表第3号に規定するスカパーJSAT 施設利用登録料、基本料、回線料、手数料(以下「料金等」と総称します。)及びスカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプの提供に係る工事に関する費用(以下「工事費」といいます。)を、別表第4号に規定するところにより、当社に支払うものとします。
- 2 スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約者は、その契約に基づいて、当社がスカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプの提供を開始した日を含む月の翌月の初日から起算して、スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約の解除があった日を含む月の末日までの期間について、料金等の支払いを要するものとします。また、スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプの提供を開始した日と解除のあった日が同一の日又は同一の月である場合は、1ヶ月分の料金等の支払いを要します。
- 3 支払われた料金等及び工事費は、本約款に規定する場合を除き、払い戻されないものとします。
- 4 当社が料金等又は工事費の払い戻しを行う場合においては、スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約者は、別表第3号に規定する返金手数料を支払わなければなりません。ただし、第10条第2項第1号から第5号に基づく払い戻しについては、返金手数料の支払いを要しないものとします。
- 5 当社は、本約款の所管管轄大臣への届出により、料金等又は工事費を改定することがあります。この場合においては、当社又は当社が指定する者は、スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約者に対して改定された料金等又は工事費を適用する1ヶ月前までに改定された料金等を通知するものとします。
- 6 スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約者の責に帰さない事由により、スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプを月のうち半分以上利用できなかった場合には、当社は、当該スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプに係る当該月分の料金等を請求しないものとします。ただし、当社が別途定める場合はこれによるものとします。
- 7 料金等及び工事費には、日本放送協会(NHK)の定める受信規約に基づく放送受信料は含まれません。
- 8 料金等及び工事費には、BS デジタル放送サービス及びCS デジタル放送サービス(110度BS・CS デジタル放送サービスその他のCS デジタル放送サービスを含

みます。)に係る加入料並びに視聴料等は含まれません。

- 9 著しく大規模な天災、事変等により、スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約者がスカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプの提供を受けることが著しく困難であると認められる事態が生じた場合には、料金等の全部又は一部を免除することがあります。

第16条（延滞利息）

スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約者が、支払うべき料金等その他の債務を、その支払期日から1ヶ月を経過しても支払わない場合には、当社は、スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約者に対して、支払期日の翌日から起算して完済するまでの間について年14.5%の割合で計算した額を延滞利息として請求できるものとします。

第6章 禁止事項等

第17条（禁止事項）

- 1 スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約者は、次の各号に掲げる行為を行ってはなりません。
 - (1) 当社設備に損害を与える行為
 - (2) スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプもしくは別契約に基づくサービスに係る当社又は第三者の著作権その他の知的財産権、その他当社又は第三者の権利を侵害し、又は利益を損ない、又はそのおそれのある行為
 - (3) スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプもしくは別契約に基づくサービスに関する法令等に違反し、又はそのおそれのある行為
 - (4) スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約の申込みに際し、契約締結に必要な事項として当社が求めた事項の全部又は一部について、真実とは異なる事項を告げること
 - (5) 前各号に列挙する行為に準ずる行為
 - (6) 前各号に列挙する行為をそそのかし、助長し、又は容易にする一切の行為
- 2 スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約者が前項に違反して当社又は第三者に損害を与えた場合においては、当社は、当該スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約者に対して損害の賠償を請求することがあります。

第18条（免責事項）

当社は、次の各号に掲げる場合については、損害賠償の責任を負いません。

- (1) 天災、事変及び降雨減衰その他の気象に起因する視聴障害その他の異常
- (2) 当社又は当社が指定する者の責に帰さない事由により生じたスカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプの停止又は画面症状（画像の劣化、ブロックノイズ、画面の静止等を含みます。）
- (3) スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約者、スカパーJSAT 施設利用サ

- ービスホームタイプ申込者及び当社（当社が指定する者を含みます。）以外の第三者の行為に起因する視聴障害その他の異常
- (4) 放送内容の変更及び中止

第7章 契約者個人情報の取扱い

第19条（契約者個人情報の取扱い）

- 1 当社は、保有する契約者個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）、及び放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成16年8月31日総務省告示第696号。以下「指針」といいます。）に基づくほか、当社が指針第28条に基づいて定める基本方針（以下「プライバシーポリシー」といいます。）及び本約款の規定に基づいて適正に取扱います。
- 2 当社のプライバシーポリシーには、当社が保有する契約者個人情報に関し、利用目的、契約者個人情報により識別される特定の個人（以下「本人」といいます。）が当社に対して行う各種請求に関する手続、苦情処理の手続、その他取扱いに関し必要な事項を定め、これを当社ホームページ（<http://www.skyperfectv.co.jp/>）において公表します。
- 3 当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、契約者個人情報を取扱うとともに、保有する契約者個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

第20条（契約者個人情報の利用目的等）

- 1 当社は、次の各号に掲げる目的で、契約者個人情報を取扱います。なお、第4号及び第10号に規定する目的での利用については、当該目的での利用停止の求めを受けたときは、利用停止に多額の費用を要する場合その他利用停止を行うことが困難な場合を除き、スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプの提供に支障がない範囲で遅滞なく利用を停止します。
 - (1) スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約の締結及び継続に関すること
 - (2) スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプの提供に係る工事施工、アフターサービス及びメンテナンス
 - (3) 料金等の請求及び収納
 - (4) 当社が提供するCSデジタル放送サービス及び110度BS・CSデジタル放送サービスその他CSデジタル放送サービスに関する情報の提供（番組等に関するお知らせ、放送内容に関連した情報の提供、当社又は当社が指定する者が提供する放送役務の紹介、当社又は当社が指定する者が発行する番組情報雑誌（他の放送事業者が提供する放送役務に係る情報が含まれることがあります。）の送付、別契約に関連した情報提供）
 - (5) 本人に対する通知、連絡
 - (6) 本人からの問い合わせ、苦情等に対する対応

- (7) スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプの向上を目的とした視聴者調査
 - (8) 設備の設置及びアフターサービス
 - (9) スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプの視聴状況等に関する各種統計処理
 - (10) スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約者に対する特典及び情報等の提供
 - (11) スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプの提供に関連しての第三者への提供（次条に該当する場合に限りませぬ。）
 - (12) 上記各号に掲げる目的のほか、本約款に定める業務
- 2 当社は、次の各号に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、前項に規定する利用目的を超えて、契約者個人情報を取扱うことはありません。
- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- 3 当社は、本人から、当社が保有する契約者個人情報の利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なくこれを通知します。ただし、利用目的を本人が知り得る状態においてあるとき、又は本人に通知することにより次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではなく、利用目的を通知しない場合はその旨を本人に対して通知します。
- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 当社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

第21条（契約者個人情報の第三者提供）

- 1 当社は、保有する契約者個人情報については、次の各号に掲げる場合を除き、第三者に提供することはありません。（第三者への提供には、次条の規定により契約者個人情報を共同利用する場合及び第23条の規定により契約者個人情報の取扱いを委託する場合は含みませぬ。）ただし、前条第2項各号に該当する場合には、この限りではありません。
- (1) 本人が書面等により同意した場合
 - (2) 本人の求めに応じて当該契約者個人情報の第三者への提供を停止することを条件として、次に掲げる事項をあらかじめ本人に通知し、又はプライバシーポリシーに定めて本人が容易に知り得る状態においた場合
 - (ア) 第三者への提供を利用目的とすること
 - (イ) 第三者に提供される契約者個人情報の項目

(ウ) 第三者への提供の手段又は方法

(エ) 本人からの求めに応じて当該契約者個人情報の第三者への提供を停止すること

- 2 当社は、前項の規定により契約者個人情報を第三者に提供する場合、当該第三者の範囲について別表第6号に定めます。

第22条（契約者個人情報の共同利用）

- 1 当社が保有する契約者個人情報を他の者と共同して利用する場合は、共同して利用される契約者個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該契約者個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称について、プライバシーポリシーに定めます。
- 2 当社は、第5条第4項の規定に基づいてスカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプの申込みを承諾しなかった場合、又は第10条第1項もしくは第4項の規定に基づく契約の解除を行った場合、当該不承諾又は解除事由に該当する事実及び当該スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約者を特定するために必要な最低限の契約者個人情報のうちプライバシーポリシーに定めるものを、他の放送事業者と共同して利用します。この場合において、当該情報の利用目的は、第5条第4項又は第10条第1項もしくは第4項の要件に該当するか否かの判断に限ります。
- 3 共同して利用する契約者個人情報の管理の責任は、前項の場合においては当社及び他の放送事業者が、自ら取扱う情報についてそれぞれ負います。なお、管理の責任を負う者の氏名又は名称はプライバシーポリシーに定めます。

第23条（契約者個人情報の取扱いの委託）

- 1 当社は、契約者個人情報の取扱いの全部又は一部を委託することがあります。
- 2 前項の委託をする場合は、契約者個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の契約者個人情報の安全管理（以下「契約者個人情報の安全管理」といいます。）のために適切な措置を講じること等を内容とする選定基準を定め、これに基づいて委託先を選定します。
- 3 当社は、第1項の委託先との間で、契約者個人情報の安全管理のために講じる措置、秘密の保持その他必要な事項を内容とする適切な契約を締結するとともに、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
- 4 前項の契約には、第1項の委託先が契約者個人情報の全部又は一部の取扱いを再委託する場合には、第2項及び第3項と同様の措置を講じる旨の内容を含めます。

第24条（安全管理措置）

当社は、契約者個人情報の安全管理のため、契約者個人情報に係る管理責任者の設置、安全管理規程の作成、従業員に対する監督、取扱いの管理その他の指針第10条から第15条までに規定する措置を講じます。

第25条（本人による開示の求め）

- 1 本人は、当社に対し、プライバシーポリシーに定める手続により、当社が保有する

本人に係る契約者個人情報の開示（契約者個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含みます。以下同じ。）の求めを行うことができます。

- 2 当社は、前項の求めを受けたときは、遅滞なく文書により（本人が他の方法を希望する場合を除きます。以下同じ。）当該情報を開示します。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を開示しないことがあります。
 - (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - (3) 他の法令に違反することとなる場合
- 3 前二項の規定にかかわらず、当該契約者個人情報の存在が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第3条各号に該当することになる場合、又は当該契約者個人情報が6ヶ月以内に消去されるものである場合には、当社は開示要求を拒否することができるものとします。
- 4 当社は、第2項ただし書及び前項の規定に基づき契約者個人情報の全部又は一部について開示しない場合は、本人に対し、遅滞なく、文書でその旨を通知し、かつ、その理由を説明するよう努めるものとします。

第26条（本人による利用停止等の求め）

- 1 本人は、当社が保有する自己の契約者個人情報の内容の正確性の確保や利用の適正性を確保するために、プライバシーポリシーに定める手続により、当社に対し、次の各号に掲げる求めを行うことができます。
 - (1) 契約者個人情報の内容が事実ではないという理由による契約者個人情報の訂正、追加又は削除
 - (2) 契約者個人情報が第20条第1項又は第2項の規定に違反して取扱われているという理由による契約者個人情報の利用の停止又は消去
 - (3) 契約者個人情報が第21条第1項の規定に違反して第三者に提供されているという理由による契約者個人情報の第三者への提供の停止
- 2 当社は、前項の求めに理由があると認めるときは、遅滞なく、求めに応じた措置を講じます。ただし、前項第2号又は第3号の場合において、求めに応じた措置を講じることが、多額の費用を要する場合その他困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではありません。
- 3 当社は、前項により講じた措置の内容（措置を講じない場合はその旨）を本人に対し遅滞なく文書により通知し、かつその理由を説明するよう努めるものとします。

第27条（本人確認と代理人による求め）

- 1 当社は、第20条第3項、第25条第1項又は前条第1項の求めを受けたときは、求めを行う者が本人又は次項の代理人であることの確認を、プライバシーポリシーに定める手続により行います。
- 2 本人は、第20条第3項、第25条第1項又は前条第1項の求めを、代理人によっ

て行うことができます。

第28条（本人の求めに係る手数料）

- 1 当社は、第20条第3項、第25条第1項の求めを受けた場合は、別表第7号に規定する手数料を請求します。
- 2 前項の手数は、当社から本人（この項においてはスカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約者に限ります。）に対して通知又は開示をした月の料金等と合わせて収納することができるものとします。
- 3 前二項に規定する場合のほか手数料に係る手続は、プライバシーポリシーに定めま

第29条（苦情処理）

- 1 当社は、契約者個人情報の取扱いに関する苦情は、適切かつ迅速な処理に努めます。
- 2 前項の苦情処理の手続は、プライバシーポリシーに規定します。

第30条（本人が行う求め及び苦情等の受付窓口）

当社は、第20条第3項、第25条第1項又は第26条第1項に基づく求め、前条に基づく苦情、その他契約者個人情報の取扱いに関する問い合わせについては、次の窓口において受け付けます。

スカパーJSAT 株式会社

個人情報管理事務局

電話番号：03-5571-7989（10時～18時）

Eメール：privacy@skyperfectv.co.jp

第31条（保存期間）

当社は、保有する契約者個人情報の保存期間を別表第8号に定め、これを超えた契約者個人情報については、遅滞なく消去します。ただし、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、この限りではありません。

第32条（契約者個人情報の漏えい等があった場合の措置）

- 1 当社は、当社が取扱う契約者個人情報の漏えいがあった場合には、本人の連絡先が分からない場合等本人に連絡を取ることが困難な場合を除き、速やかにその事実関係を本人に通知するよう努めます。
- 2 当社は、当社が取扱う契約者個人情報の漏えい、滅失又はき損があった場合には、速やかにその事実関係及び再発防止対策につき可能な限り公表するよう努めます。
- 3 前二項の規定は、通知又は公表することにより、第25条第2項各号に該当する場合には、この限りではありません。

第8章 その他

第 3 3 条（他の契約に係る個人情報の利用等）

- 1 スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約者及びスカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ申込者は、当社がプレミアムサービス光契約及びプレミアムサービス光用受信機等レンタルサービス契約の締結の際もしくは契約履行中に取得した当該契約に係るスカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約者及びスカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ申込者の個人情報を、スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約の締結及び当該契約の履行のために利用することに同意するものとします。
- 2 当社が、スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプの提供に関してスカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約者及びスカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ申込者に対して行う通知は、特段の記載のない限り、当社が指定する者が行うことがあります。
- 3 当社は、スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約者の特定取引（放送、通信等に係る取引であって、当社が契約者の当該取引における利便を図ることが必要かつ適当と認めて指定する取引（別契約に係る取引を含みます。）をいいます。）先及び当社の料金請求・収納業務及びこれに付随する業務を同時に行うことがあります。
- 4 当社は、スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ及び別契約に関して、第 20 条第 1 項各号に定める業務（新規契約のご案内、スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約者の契約の維持・管理及び契約者個人情報の管理並びにこれらに関連・付随する業務を含みます。）及びその他本約款に定める業務を行うものとし、当該業務に必要な範囲で、契約者個人情報を利用します。

第 3 4 条（権利の譲渡）

スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約者は、当社の承諾を得ずにスカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約上の権利、義務その他契約上の地位の全部又は一部について譲渡、質入れ、賃貸、担保提供その他の処分等を行うことはできません。

第 3 5 条（契約上の地位の承継）

- 1 相続により、スカパーJSAT施設利用サービスホームタイプ契約者の契約上の地位は承継されるものとします。
- 2 スカパーJSAT施設利用サービスホームタイプ契約者のスカパーJSAT施設利用サービスホームタイプ契約上の地位を承継した相続人（以下「承継者」といいます。）は、速やかに当社が指定する方法により、承継の事実及び当社の指定する事項を当社又は当社が指定する者に通知しなければなりません。
- 3 前項の場合に、承継者が 2 人以上あるときは、そのうち 1 人を当社に対する代表者と定め、前項に定める通知をしていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 4 当社は、前項に定める通知があるまでの間、承継者のうちの 1 人を代表者として取り扱います。

第36条（準拠法・合意管轄）

本約款は、日本国法に従って解釈されるものとし、スカパーJSAT 施設利用サービスホームタイプ契約者は、本約款から生じる全ての紛争等については、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意するものとします。